

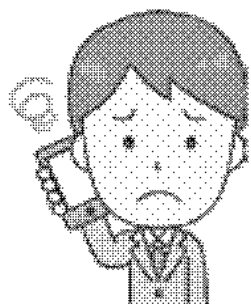
くらしの情報あれこれ 「儲かる話」の誘いにはご用心

君等のネットワークビジネス^(※)の勧誘が増えています！

事例

友人から「化粧品や健康食品を安く購入でき、さらに人を紹介すると報酬がもらえるビジネスがある。」とネットワークビジネス^(※)に誘われ、スマートフォンで会員登録をさせられた。

登録料とセット商品代金 10万円は消費者金融で借りて支払ったが思ったように勧誘できず、借金が返済できなくなってしまった。



注意点

- ・親しい友人や先輩などからの誘いは断りにくいものですが、必要がないのであれば断りましょう。
- ・「簡単に儲かる」などの甘い言葉を鵜呑みにしてはいけません。
- ・自分が友人を勧誘することにより、人間関係を壊してしまうこともあります。
- ・法律に違反した勧誘を行うと、罰則を受ける可能性があります。
- ・契約してしまっても、特定商取引法によりクーリング・オフできる場合があります。
- ・少しでも不安や疑問を感じた場合は、すぐに相談してください。

消費生活センター ☎443-2047

(※)他人に商品を紹介し、購入につながれば利益が得られると勧誘して販路を拡大させる商法。